

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第9号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(案)」のコメントについて

秋葉統括研究員より、資料「審議事項(2)公開草案に対するコメントの公表」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」の文案に基づき、貸借対照表表示検討専門委員会における検討状況についての説明が行われた。なお、標題の会計基準(案)および適用指針(案)は、第94回企業会計基準委員会(平成17年12月2日開催予定)での公表議決を予定している。

当委員会は、平成17年8月10日に標記公開草案を公表し、同年10月11日までコメントを募集していたが、当該期間中に21件のコメントが寄せられた。これらのコメントの分析等に対する貸借対照表表示検討専門委員会での議論を踏まえ、今回、会計基準(案)の文案修正が検討された主な箇所は以下のとおりである。

純資産の部の設定(基準案第4項)について、公開草案に対するコメントの中には、資本と純資産とが相違することに対する懸念が見られたが、本会計基準では、資本と利益の連繫を重視し、資本については株主に帰属するものであること明確にすることとした。また、資産や負債についても明確にすれば、これらの差額がそのまま資本となる保証はないため、資産と負債との差額を適切に示すよう、これまでの「資本の部」という表記を「純資産の部」に代えることとした旨を「結論の背景」に追加する。

さらに、公開草案に対するコメントにおいては、「純資産の部」という表記を「株主持分の部」とする意見があったが、持分には各主体が所有又は負担する部分や割合など、単なる差額概念以上の意味が含まれる可能性があり、資産と負債との差額を表すには「純資産の部」と表記することが内容をより適切に示す旨を「結論の背景」に追加する。

公開草案では、個別貸借対照表上、利益剰余金は、利益準備金、任意積立金及び当期末処分利益に区分することとされていた(基準案第6項(2)参照)が、会計上は、任意積立金の区分を設ける必然性はなく、また、会社法上も利益準備金、任意積立金及びその他の各項目が示されれば足りると解されることから、資本剰余金の区分と対称とすることが提案され、その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については、「繰越利益剰余金」として表示することが検討された。

評価・換算差額等の区分(第7項)における各項目は、株主資本に含めるほうが妥当ではないかという意見があったが、一般的に、資本取引を除く資本の変動と利益は一致するという関係が、会計情報の信頼性を高め、企業評価に役立つものと考えられていることから、本会計基準では、当期純利益が資本取引を除く株主資本の変動をもたらすという関係を重視し、株主資本とは区別することとした旨を「結論の背景」に追加する。

その他のコメントへの対応案についても今後、専門委員会で検討され(詳細については、審議事項(2)参照)、会計基準(案)および同適用指針(案)の文案に反映させていくこととなることが報告された。今回の審議において、委員等からの質問や指摘事項はなかった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。